

平成25年 第6回

教育委員会定例会会議録

平成25年6月5日

中央区教育委員会

平成25年第6回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成25年6月5日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 永嶋久子  
委 員 竹田圭吾  
委 員 松川昭義  
委 員 鈴木ゆか  
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 新治 満  
庶務課長 有賀重光  
副 参 事 斎藤公一  
学務課長 林 秀哉  
指導室長 増田好範  
統括指導主事 宮崎宏明  
統括指導主事 伊藤 聡  
図書文化財課長 粕谷昌彦

説明のために出席した区長部局職員

スポーツ課長 森下康浩

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 藤掛和幸  
庶務係員 一瀬知之

開 議 午後2時00分永嶋委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 永嶋久子  
委 員 松川昭義

日程第1 議案第16号

中央区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第2 報告事項

各課事業報告について

委員長 ただいまから、平成25年第6回教育委員会定例会を開会いたします。  
初めに、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は、松川委員に  
お願いします。

なお、案件の関係で、スポーツ課長に出席をお願いしております。

それでは、本日の日程に入ります。日程第1、議案第16号を議題といた  
します。議案第16号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第16号「中央区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
の制定」について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないようでございますので、本案を可決することにご異議ござい  
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決さ  
れました。

次に、日程第2、報告事項のうち、資料1について報告願います。

庶務課長 「平成25年度中央区教育行政概要」について資料1により報告

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

竹田委員 教育行政概要の37ページの(16)「教育相談体制の充実」によると、スクー  
ルカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、専任教育相談員の派  
遣回数が増などを行っていくようですけれども、それぞれの採用のプロセス、  
採用基準はどうなっていますか。

指導室長 まず、本区の専任教育相談員ですが、臨床心理士の資格を持つ者をホーム  
ページで募集し、応募者の中から提出していただいた書類の審査の後、面接  
を行って決定しております。

スクールカウンセラーにつきましては、東京都の配置となります。東京都  
で募集をし、臨床心理士の資格を持つ者が選考され、その中から本区担当者  
を決めるというシステムになっております。

スクールソーシャルワーカーは、区の独自のもので社会福祉士など専門的  
な資格を持つ者を募集し、本区で面接、採用試験を行っています。

竹田委員 少し細かいことですが、15ページの中ほどに「個性を生かす教育の充実」  
の中に「教育相談体制の強化」とあり、その事業説明で専任教育相談員の  
あとにカッコ書きで臨床心理士等と書いてあり、スクールソーシャルワーカー  
のあとにもカッコ書きで社会福祉士等と書いてありますが、只今の説明で

は専任教育相談員は臨床心理士の資格を持っていることが必須というように聞こえますが、そのような理解でよいですか。「等」と書いてありますが。

委員長 確かにそのように書かれていますね。

竹田委員 採用基準を疑っている訳ではないのですが、今、日本中の自治体でこのような取り組みを強化しているという話をよく聞くので、人材確保が大変だと思われそうですが、どうでしょうか。

指導室長 専任教育相談員のあとに「臨床心理士等」と書いてありますが、学校関係にかかわる臨床発達心理士という名称など、臨床心理士にかかわる資格としてさまざまな名称があります。そのためここでは「臨床心理士等」という表現をさせていただいております。

また、スクールソーシャルワーカーでございますが、「スクール」という言葉が使用されているように、学校で対応していただくため、社会福祉士や場合によっては臨床心理士の資格を持った方でも、経験のある方であれば対象となります。その意味で「等」という表現を使わせていただいております。

竹田委員 募集人員は何人を予定していますか。募集に対してどのくらいの応募があり、倍率はどのくらいになると想定していますか。

指導室長 今回、専任教育相談員は、14人から16人に増員するため新規で2名の募集になりますが、その他の入れかわりも考えられるので倍率としては5～6倍程度になります。また、スクールソーシャルワーカーは、今回1名の試行配置となりますが、10名程度の応募がありました。

委員長 ほかにご質問等ございませんか。

松川委員 東京都教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーと中央区が派遣する専任教育相談員等との連携や子どもたちから聞き取った情報の共有化をどのように図っていく予定ですか。

指導室長 東京都のスクールカウンセラーは、週1回の配置になります。本区の専任教育相談員は、各学校、大規模校につきましては週2回、小中規模校は週1回の配置になりますが専任教育相談員は教育センターで教育相談を担当し、勤務しています。その点から今回はどのように連携がとれるかが一つの大きな課題になると思っています。学校で子どもや保護者から相談を受けるわけですが、相談を受ける側は曜日によって、担当者が違うというような状況も考えられます。そのような時の連携をどのようにしていくか。1人の担当者と継続した相談ができることが望ましいと考えております。一方、都のスクールカウンセラーは週に1回の配置、そして別の場所でカウンセリングをするということもありませんので、その意味で都と区では配置と動き方に違いがあると感じております。各小学校においてどのように連携が図れるのか、1学期に検討を進めていただいております。実際には記録をつくり、それで引

き継ぐ。あるいは、学校に養護教諭あるいは教育相談担当の教諭がおりますので、その教諭を介して情報を伝えていくような工夫など、さまざまな検討をしているところでございます。効果的な活用のために、私どもも各学校の取り組みを捉え、その効果的な方法について各学校にフィードバックして広げていきたいと考えております。

委員長 ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、引き続き資料2から資料4について、続けて報告を願います。

指導室長 「平成25年度 中央区立学校・幼稚園 重点目標比較一覧」について資料2により報告。

「都内公立学校における体罰の実態把握」について資料3により報告。

「運動部活動での指導のガイドライン」について資料4により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。

松川委員 「体罰」という言葉や概念というのは以前からあったものですか。最近使われるようになった言葉ですか。

指導室長 学校関係の法令の中では、「体罰」という言葉と、もう1つ対になるのは「懲戒」という言葉でずっと使われてきております。ただ、難しいのは何をもって体罰として、何をもって懲戒とするのか、ということがこれまでもさまざまな例示がされていますが、実際に起こった状況に重ね合わせたときに、一番難しい判断になるところでございます。

松川委員 私は戦後すぐの教育を受けていますが、戦後すぐの新しい憲法のもと、すでにあつたということですか。

次 長 子どもたちに体罰を課してはいけないというのは、さかのぼると明治12年の教育令第46条というところに載っている規定です。ですから、そもそも子どもたちに教育をしていくときに、体罰というのは教育の手法ではないという認識はあります。戦後も、例えば学校教育法第11条では体罰を加えることはできないということで書かれていますので、その考え方自体は従前からあつたものと理解しております。

松川委員 私たちが子どもの時代は、正直言って、先生にすぐ叩かれたし、耳を引っ張られたり、定規で叩かれたりしていました。だが、そのような行為が問題にならなかった。今の社会がそのようなことを問題にするということなのですね。もともとそのようなことは行われていたが、社会としてあまり気にしなかった。学校と地域、あるいは学校と父兄の間でそのようなことがあまり意識されてこなかったと思います。いつごろから、「体罰」という言葉が使用されるようになったのですか。

指導室長 只今、次長からも説明しましたとおり、法令上では従前からあると考えて

おります。ただ、委員ご指摘のとおり、実際の現場でどうであったかということについては、これまでのさまざまな歴史的経過があると思っております。今の社会の流れの中で、子どもを第一に考えたときにそれがどのように考えられてきたのか、ということになるのではないかと思います。これまでも法令にあるけれども、現場でもそのようなことが行われていたとすれば、それはある意味、指導の名のもとに行われていたのか、とも考えられます。現代は子ども一人ひとりを大切にすることを考えたときに、体罰を加え、体に苦痛を与えるやり方でやる気を出させていくというのは間違いではないのか。子どものやる気、自主性ということが、非常に重んじられている世の中になり、体罰を伴わない指導を重視する、そもそも体罰は指導ではありません、ということが確認されるようになってきている、そのような傾向になっていると言われております。

松川委員 以前の委員会でも話が出たと思いますが、そうすると受け手側の意識によって、その行為を体罰と感ずるのか、体罰と感ずらないのかということになる気がします。以前の委員会では「信頼関係」というようなキーワードがありました。

委員長 体罰もそうですが、例えばセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントも、受け手がそれをどう思うかということが非常に大きいと思います。同じことを言われても絶対に許せない、例えば女性から見て、これはもう嫌だ、嫌らしいと思うか、おもしろいと思うか、受け取り方が違うわけです。それは受け手の感ずり方がありますし、日ごろのコミュニケーションが非常に重要だと思います。

竹田委員 気をつけたほうがいいのは、受け手の感ずりは同じでも、昔は言いづらい社会環境であったというのはあると思います。組織や教室、企業の中で、文句を一言でも言えば村八分にあってしまう。ですから、昔は受け手がそれを感ずりなかったということではなく、声を上げることが難しい環境にあったということは、今でも意識する必要があると思います。単に受け手の感ずりによるということだけで片づけてしまってよいのかというのは、疑問に思っています。

松川委員 竹田委員の言われたことも、確かにそのとおりですが、最近は受け手側が発言しやすい環境になってきています。そして、その発言内容が非常に千差万別になってきている気がします。発言しやすい環境ができたことは、良いことだと思います。あとはその内容、発言の質ということも考慮していかなければならないと感じています。

鈴木委員 例えばバスケットやサッカー、野球などのスポーツ指導の場合では、同じ目標に向かって先生と生徒がスポーツに取り組む過程で先生の指導があり、先生が言うことを聞いて上達したいという気持ちが生徒にあれば体罰と感ず

ないと思います。スポーツを通して何かを教え、技術等を習得させたいという先生の姿勢の表れだと思いたいです。そのために、教わっている子どもたちが本気でやる気があるのか、何となく部活に入っていると感じてしまい、先生が歯がゆくなり、指導が行き過ぎて体罰と受け取られてしまうケースがあるのではないのでしょうか。スポーツにとって反復練習は一番大事で、基本的な反復練習の繰り返しが技術の向上につながると思います。勉強では、例えば漢字や単語を何回も書いて覚えさせられる。そして、成績が悪かった子どもは、昔なら居残り、成績を張られる。勉強では問題にならないものが、スポーツでは反復練習が、同じことを何回もさせられることで体罰になってしまう。スポーツを分析して、指導と体罰を線引きして教えていくということで、果たして本当にスポーツができるのか、部活をやっているのか、私は難しいのではないかと思います。瞬間的に今、出た足が違うというその瞬間を捉えて教えなければ、スポーツの指導にならない。それを一呼吸置いてから、教えても技術の向上にはならないと考えます。

竹田委員

ほんとうにそう思います。要するに、これを厳格に適用して、指導する側が萎縮してしまうのは、多分、部活動をやっている子どもたちにとって決してメリットではないと思います。ですから、運用の幅みたいなものを現場でいかに確保できるようにするというのがまず大切になると思います。それでもやはり、受け手ということをあえて申し上げたのは、一般論では松川委員がおっしゃるとおりだと思います。しかし、公教育に携わっている以上は、先生はよかれと思っているけれども、7,000人の子どものうち1人でも、僕にとってはそれは耐えがたいという子どもがいたら、どうやって助けるかという道を用意しておかないといけなと思います。ですから、バランスは難しく、このとおりやる必要はないと思いますが、先程のご説明でいうと、部長会議で意見を吸い上げるのもよいですが、そうではない、誰にも言いづらい、ちょっと言えない子どもが訴える道を同時に用意する。腹いせにやっているわけではない指導者がほとんどだと思いますので、先生方が萎縮しないように、難しいとは思いますが両方同時に対応していかなければいけないと思います。

松川委員

資料10の区長への手紙に学校の水道に浄水器を付けて欲しい旨の投書がありました。僕は学生のとく運動をやっていて、当時は本当に水も飲まず、我慢して2時間程度練習を行い、練習終了後、倒れ込むように水を飲みに行った記憶があります。私は今でもあの1滴が忘れられません。甘露の1滴というか、あの水のうまさは格別でした。私は今、子どもたちに指導する立場になりましたが、熱中症などが心配されるため、15分おきぐらいに水を飲ませています。極限まで我慢して練習に打ち込む、そして水の1滴のうまさを

味わうということはありませんでした。このような投書を読むと、指導が難しくなったという印象です。先生方はほんとうに大変だと思うし、逆に言うと、指導される側がすぐそこに逃げ込んでしまい、指導は難しくなったと思います。それでも指導者はベスト8だとか、県大会出場が目標など、ある程度の成績を求められる。一方、教えられるほうは逃げ込んでしまう。先ほど竹田委員が言われたように難しい問題だと思えます。

委員長 体罰に関するいろいろなマニュアルがあり、マニュアルどおりに指導しなければいけないとなると、先生方は大変指導が難しく、ますます大変になると思います。

教育長 今、いろいろなご意見をいただいておりますが、竹田委員がおっしゃるように、きちんと指導していくことと、体罰の認識をどうさせて、教える教師、あるいは指導員が萎縮しないで済むかということはとても大事だと思います。今回、室長が例で申し上げた、国から出ているものでも、柔道では初心者に対して受け身を繰り返し反復させる練習は体罰ではないとなっています。そうすると、初心者ではない人、上級者に受け身の練習を、反復させたら体罰になるのか、現場ではやはり基準や例があっても、それで大変困ることが逆に多いと思います。初心者には受け身をやらせていいが、上級者には受け身をやらせると体罰になってしまうということになってしまいますので、そこは現場の声や子どもたちの声を聞ける機会をつくり、どのようなことが指導として必要なのかを考える必要がある。子どもたちは姿勢や技など習ったとおり一生懸命やっているつもりだが、指導者から見ると指導通りになっていない。やはりその時は、手を添えたり、きちんとしたものを教えなければならない。その意味で、一切手を触れてはいけないとか、何かタイミングを図って教えてはいけないということはないと思います。指導者が迷わずに指導できる環境をよく話し合いながら、中央区の基準をもう少し明確にし、裁量の範囲を確保してあげたいと思っています。また、東京都でも改めて、8月の末ぐらいだったと思いますが、一つの基準を示すと言っておりますので、そのようなものも参考にしながら、本区の現場として、さまざまな競技に対して体罰につながらない指導ができるよう、教育委員会としても学校と一緒につくり上げていきたいと思っています。

委員長 ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、引き続き資料5から資料7について、続けて報告を願います。

図書館文化財課長 「労働スクエア東京跡地複合施設『本の森ちゅうおう』(仮称) 実施設計の概要等」について資料5により報告。

「子ども図書館員の実施」について資料6により報告。



- 委員長 「中央区協働事業『朗読ことば劇場』の実施」について資料7により報告。  
ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。  
(「なし」の声あり)
- スポーツ課長 それでは、引き続きまして、資料8、資料9について、スポーツ課長から  
続けて報告をお願いします。
- 委員長 「第25回『区民スポーツの日』の実施」について資料8により報告。  
「障害者スポーツ体験会の実施」について資料9により報告。  
ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。
- 鈴木委員 「障害者スポーツ体験会の実施」についてですが、実施にあたり中央区内の  
小学生や中学生に何かボランティアとして経験させても良いように思いま  
すがどうでしょうか。子どもたちへの「人権教育」にもなると思います。
- スポーツ課長 委員のおっしゃるご指摘、非常に大切なことだと思います。今回の実施は、  
本区で初めての経験になります。開催にあたり東京都障害者スポーツ協会と連  
携・協力をいただくことになっています。ふだんから障害者スポーツを専門に  
活動している団体ですので、この機会に本区のスポーツ指導者もどのようなこ  
とが求められるのか、障害をお持ちの方たちも、どのような競技が楽しめるの  
かなど、今回は試行的な実施になりますので、今後、大きな広がりになればと  
期待しており、その中で委員のご提案は検討課題として考えていきたいと思っ  
ております。
- 委員長 ほかにご質問等ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 引き続き資料10について、順次報告願います。
- 庶務課長、学務課長、指導室長、図書文化財課長 「意見・要望」について資料10により報告。
- 委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。  
只今の報告のNo43とNo50の投書は同じ方からですか、それとも違った方か  
らですか。
- 指導室長 別の方になります。
- 委員長 具体的にマナーが悪いというのは、どういうことをおっしゃっているの  
ですか。
- 指導室長 子どもたちがバスに乗車した際に、大勢ではなく数人で乗ったときに、子  
どもたち同士で話をしたり、つり革や棒につかまり立っている状態で周辺  
のお客さんの邪魔になるようなことがあるかと思います。安全上から、空いて  
いれば子どもたちも席に座るといったことがあるかと思いますが、そこへご高齢  
の方が乗ってきたとき、席を譲れば良いのですが、子どもたちの中には恥  
ずかしくてなかなか席を譲れないということもあるかと思います。もともと、

この路線は多くの方がご利用される路線ですので、ご迷惑をおかけしていることがあるのではないかと考えております。

委員長 ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質問等ないようでございますので、スポーツ課長はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

(スポーツ課長 退席)

これで本日の日程は終了いたしますが、委員の方からのご意見等がございましたら、お伺いします。

(「なし」の声あり)

ご意見等ないようでございますので、本日の委員会はこれにて閉会といたします。

午後3時41分 永嶋委員長閉会宣言  
署名委員